

## 令和7年度 映画及びドラマ ロケ支援助成金のご案内

岡山県までの交通費及び県内宿泊費を対象に一部助成します!!

岡山県フィルムコミッション協議会（以下「協議会」という。）では、延べ宿泊数が100泊以上の映画やドラマのロケを実施する場合、地方でのロケを実施する際に障害となっている交通費及び宿泊費を対象に、一部費用を助成します。

1 助成金額：1作品あたり上限3,000,000円（①交通費+②宿泊費）

※1万円未満切り捨て

《①交通費》

- 首都圏エリア：16,390円×人数
- 中部エリア：10,550円×人数
- 関西エリア：5,240円×人数
- その他：実費（片道分）×人数

《②宿泊費》

- 3,000円以上の施設／泊：3,000円×延べ宿泊数
- 3,000円未満の施設／泊：実費相当額×延べ宿泊数

2 交付対象期間：令和8年3月10日（火）実施分まで

ただし、予算を全額執行した場合は、年度途中であっても助成を終了します。（終了した場合は、協議会公式サイトで告知します。）

3 交付対象者：岡山県内で映画又はドラマ等のロケ撮影を行い、下記要件を満たす制作会社

4 要件：

(1) 下記のいずれかに該当していること。

- ① 配給元が確定しており、3以上の都道府県、かつ30館以上の映画館（公民館等での上映、映画館からスクリーンを借用しての上映等、映画館が通常行う上映と異なるものについては除く）で一定期間上映される映画であること。
- ② 全国的な規模で放送を予定しているドラマであること。
- ③ 大手動画配信サービス等での配信を予定している映画又はドラマであること。

(2) 県内での延べ宿泊数が100泊以上を伴うロケを行うこと。

(3) 協議会が作品を活用して実施する岡山県のプロモーション活動に協力すること。

(4) 政治的又は宗教的宣伝意図を有していないこと。

(5) 反社会勢力と関係のある事業者が制作に関わっていないこと。

(6) 公序良俗に反する内容でないこと。

裏面へ

- 5 申請手続：申請に必要な書類：助成金交付申請書・ロケ支援依頼確認書・  
企画書・スケジュール・撮影関係者リスト・  
暴力団排除に関する誓約書

申請期限：ロケ実施1週間前まで

提出先：岡山県フィルムコミッション協議会（岡山県観光連盟内）

**【お問合せ先】岡山県フィルムコミッション協議会 担当：妹尾（せのお）**

〒700-0822 岡山県岡山市北区表町1-5-1 岡山シンフォニービル2階（岡山県観光連盟内）

TEL:086-201-0245 FAX:086-231-5393 E-mail:senoo@okayama-kanko.jp

公式サイト:<https://www.okayama-kanko.jp/fc/>

## 映画及びドラマ ロケ支援助成金交付要綱

(通則)

第1条 岡山県フィルムコミッション協議会（以下「協議会」という。）が実施する、映画及びドラマロケ支援助成金（以下「助成金」という。）の交付については、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 岡山県内で実施された映画及びドラマのロケーション撮影（以下「ロケ」という。）に係る宿泊費及び交通費に対して一部を助成することにより、岡山県内における映画及びドラマのロケ誘致を促進し、岡山県の知名度の向上及び県内経済の活性化、観光客誘致に繋げることを目的とする。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、企画及びロケについて申請の時点で次の各号の条件をすべて満たす映画又はドラマのロケを実施する県外事業者とする。

一 下記のいずれかに該当していること。

(1) 配給元が確定しており、3以上の都道府県、かつ30館以上の映画館（公民館等での上映、映画館からスクリーンを借用しての上映等、映画館が通常行う上映と異なるものについては除く）で一定期間上映される映画であること。

(2) 全国的な規模で放送を予定しているドラマであること。

(3) 大手動画配信サービス等での配信を予定している映画又はドラマであること。

二 県内での延べ宿泊数が100泊以上を伴うロケを行うこと。

三 協議会が作品を活用して実施する岡山県のプロモーション活動に協力すること。

四 政治的又は宗教的宣伝意図を有していないこと。

五 反社会勢力と関係のある事業者が制作に関わっていないこと。

六 公序良俗に反する内容でないこと。

(助成対象期間)

第4条 助成対象期間は、当該年度の4月1日から3月10日までとする。

(助成対象費用及び交付額)

第5条 助成金の対象となる費用は、岡山県までの交通費及び県内での宿泊費とし、交付額については、別表に定める基準により算出した交通費と宿泊費を合算した金額（1万円未満切り捨て）で、一作品300万円を上限とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「事業者」という。）は、ロケ実施の一週間前までに、以下の各様式書類と添付資料を添えて協議会の会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

(1) 映画及びドラマ ロケ支援助成金交付申請書（様式第1号）

(2) ロケ支援依頼確認書（様式第2号）

- (3) 企画書
- (4) スケジュール
- (5) 撮影関係者リスト (様式第3号)
- (6) 暴力団排除に関する誓約書 (様式第4号)
- (7) その他会長が必要と認める書類

(助成金の交付認定通知)

第7条 会長は、前条の助成金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査の上、適当と認めるときは交付認定を行い、助成金交付認定通知書 (様式第5号) により事業者へ通知するものとする。

(交付認定の取消)

第8条 前条の規定により助成金の交付認定を受けた申請内容に変更が生じ、第3条に掲げる項目を満たさない場合は、交付認定を取消すものとする。

(実績報告)

第9条 第7条の規定により助成金の交付認定の通知を受けた事業者 (以下「助成事業者」という。) は、実績報告として、ロケ終了後20日以内に、以下の書類を会長へ提出しなければならない。

- (1) ロケ実績報告兼ロケに係る直接的経済効果調査書 (様式第6号)
- (2) 最終的な撮影関係者が確認できる資料
- (3) 宿泊が確認できる資料
- (4) その他会長が必要と認める書類

(助成金額の確定)

第10条 会長は、前条の実績報告があったときには、内容を審査し、適当と認めるときは助成額を確定し、助成金交付決定通知書 (様式第7号) により助成事業者へ通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第11条 助成事業者は、前条の規定による通知を受けた後、助成金の交付を受けようとするときは、助成金請求書 (様式第8号) を会長へ提出するものとする。

二 会長は、前項の規定により助成事業者から請求書の提出を受けたときは、これを審査し、適正であると認めるときは、助成事業者へ助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第12条 助成事業者は、この要綱に定める事項に違反して助成金の交付を受けた場合は、既に交付された助成金を会長へ返還するものとする。

(助成金の交付限度)

第13条 本要綱による助成金の交付は、当該年度の予算の範囲内において行うものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

### 別表（第5条関係）

① 交通費	首都圏エリア	16,390円×人数
	中部エリア	10,550円×人数
	関西エリア	5,240円×人数
	その他	実費（片道分）×人数
② 宿泊費	3,000円以上/泊	3,000円×延べ宿泊数
	3,000円未満/泊	実費相当額×延べ宿泊数

年 月 日

岡山県フィルムコミッション協議会会長 殿

## 映画及びドラマ ロケ支援助成金交付申請書

映画及びドラマロケ支援助成金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、助成金の対象となる映像を完成させるとともに、当該完成した映像を放映・公開することを確約いたします。

記

作 品 名 \_\_\_\_\_

申 請 者 所在地 〒

事業者名

代表者名

㊞

電話番号

《添付書類》

- (1) ロケ支援依頼確認書【様式第2号】 (2) 企画書 (3) スケジュール  
(4) 撮影関係者リスト【様式第3号】 (5) 暴力団排除に関する誓約書【様式第4号】



3 撮影現場に関する事項			
撮影日程	年 月 日 ～ 年 月 日 ( 日間) 予定 or 決定		
現場責任者氏名		現場責任者 連絡先	TEL: FAX: 携帯電話:
主なロケ地			
撮影人員	名 (内訳: スタッフ 名・俳優 名・その他 名)		

4 支援内容に関する事項	
支援内容 ※協議会が支援した もの全て含む	<input type="checkbox"/> ロケ地選定、ロケハン協力 <input type="checkbox"/> ロケハン同行、ロケ同行 <input type="checkbox"/> ロケーションに関する資料（地図、写真）の提供 <input type="checkbox"/> 撮影協力施設の紹介 <input type="checkbox"/> 民間、公共施設等での撮影交渉協力 <input type="checkbox"/> 撮影に関する許可手続協力 (※) <input type="checkbox"/> 宿泊施設の紹介 <input type="checkbox"/> 地元住民への協力依頼 (※) <input type="checkbox"/> 方言指導手配協力 (※) <input type="checkbox"/> エキストラ協力 <input type="checkbox"/> 出演者、現地スタッフ手配協力 (※) <input type="checkbox"/> 車両、機材等備品手配協力 (※) <input type="checkbox"/> 食事（ロケ弁）業者の紹介 <input type="checkbox"/> その他（具体的に：    )  ※「協力」とは、関係者、施設等の情報提供や連絡調整等を行うものであり、 代行、斡旋等を行うものではありません。
その他 依頼に関する 特記事項	

5 質問事項	
撮影に係る保険の加入状況について。	加入(済・予定) or 未加入
特定非営利活動法人ジャパン・フィルムコミッションが策定する「ロケ撮影における新型コロナウイルス感染予防対策」ガイドラインを撮影関係者全員に認知させているか。	している or していない
「岡山県フィルムコミッション協議会」によるロケ現場の撮影（出演者が映りこまないものに限る）を許可するか。	許可する or 許可しない
上記で許可しない場合、「岡山県フィルムコミッション協議会」へロケ風景の画像を提供するか。	提供する or 提供しない
「岡山県フィルムコミッション協議会」がロケ終了後に実施する直接的経済効果調査書を提出するか。	提出する or 提出しない
「岡山県フィルムコミッション協議会」に成果物を提出するか。	提出する or 提出しない
作品に「岡山県フィルムコミッション協議会」のクレジットを入れることを承諾するか。	承諾する or 承諾しない
地元メディアによる撮影現場取材を承諾するか。	承諾する or 承諾しない
作品ポスター、サインその他グッズ等を「岡山県フィルムコミッション協議会」に提供するか。	提供する or 提供しない



依頼者は、岡山県フィルムコミッション協議会(以下「協議会」)にロケ支援を依頼するにあたり、以下の同意事項を了解し、遵守するものとします。

#### 1. 依頼者の一般的義務

- 依頼者は、協議会との連絡にあたる担当者を明確にするよう努めるものとします。
- 依頼者は、自己の責任においてロケハン及び撮影その他の活動(以下「ロケ等」)を実施するものとします。
- 依頼者は、協議会の求めにより、協議会がロケ支援を実行するために必要な協力又は作業を行うものとします。かかる必要な協力又は作業が行われない場合には、協議会は、ロケ支援を実行しないことがあります。

#### 2. 事故等の防止

- 依頼者は、ロケ等を行うにあたり、諸法規を遵守し、事故を防止するよう努めるものとします。
- 依頼者は、ロケ等に関して事故その他のトラブルが発生したときは、警察、消防等への通報を含む適切な措置をとるものとします。
- ロケ等に関して事故その他のトラブルが発生した場合に、依頼者が適切な措置を取らないと協議会が判断したときは、依頼者は、協議会の指示に従い直ちにロケ等を中止するものとします。
- ロケ等に関して事故その他のトラブルが発生したときは、依頼者は、協議会に対して直ちに当該事故その他のトラブルを報告するものとします。

#### 3. 保険

- 依頼者は、ロケ等に関して生ずる損害を対象とする損害保険に加入するものとします。
- 依頼者は、協議会が紹介したエキストラ、出演者、スタッフその他ロケ等に参加する者(以下「参加者等」)をロケ等に参加させる場合には、参加者等に生ずる損害を保険の対象に含めるものとします。
- 依頼者は、協議会の求めがあった場合は、保険証書の写しその他依頼者が適切な損害保険に加入したことを証明する書面を協議会に提出するものとします。

#### 4. 現地における調整

- 依頼者は、ロケ等を行う前に、当該ロケ等の現場である土地建物等の所有者又は管理者等との協議を行うものとし、これらの者から指示があった場合には、かかる指示を遵守するものとします。
  - 依頼者は、ロケ等を行うに当たり、騒音、夜間照明その他ロケ等現場周辺の住民等の迷惑となる行為を行なう必要がある場合は、事前に説明会を開催するほか、当該住民等の理解を得られるよう努力するとともに、住民等への迷惑を最小限にとどめるために合理的に必要な措置をとるものとします。
  - 依頼者は、ロケ等現場に観衆が集まった場合及び集まることが予想される場合には、合理的に必要とされる警備及び交通整理を行うものとします。
  - 依頼者は、ロケ等に用いる施設の管理者等の指示を遵守するものとします。
  - 依頼者は、ロケ等に用いる施設を保全し、損害を与えることがないように努めるものとします。また、ロケ等に用いる施設に対して、改造、造作の設置その他加工を加える必要がある場合には、事前にかかる施設の適切な管理者等の承諾を得なければならないものとします。
- #### 5. 第三者との関係
- 依頼者は、協議会が紹介した参加者等について、その送迎、誘導及びスケジュール管理を依頼者の責任で行うものとします。
  - 依頼者は、協議会からロケ等に関連する業者、団体及び施設並びにその他の第三者(以下「関係者等」)の紹介を受けた場合には、かかる関係者等と依頼者の交渉結果を遅滞なく協議会に報告するものとします。
  - 依頼者は、協議会が依頼者に紹介した関係者等との間で行う契約の締結その他の取引は、すべて依頼者が自己の責任において行うものであることを理解し、かかる契約を遵守するものとします。

## 6. 計画

- 依頼者は、撮影内容の詳細及び撮影スケジュールその他ロケ支援に必要な情報及び資料を、協議会の求めに応じて事前に協議会に提出するものとします。
- 依頼者は、協議会に提出した撮影内容、撮影スケジュールその他の計画に変更が生じた場合には、直ちに協議会に通知するものとします。

## 7. 原状回復等

- 依頼者は、ロケ等が終了した後、ロケ等に用いた場所又は施設等を速やかに原状回復させ、かつ清掃するものとします。
- 依頼者は、ロケ等が終了した後速やかに、ロケ等に用いた場所又は施設の現況写真を添えて、協議会にロケ等の終了を報告するものとします。

## 8. ロケ支援の実行

- 協議会は、依頼者が求めるロケ支援を実行するよう努めるものとします。
- 具体的なロケ支援の実行にあたっては、依頼者と協議会は必要な事項について誠実に協議するものとします。

## 9. 損害賠償

- 依頼者は、関係者等を含む第三者に損害を与えた場合には、かかる損害を法に従って賠償するとともに、依頼者の費用と責任でかかる第三者に適切に対処し、協議会に累を及ぼさないものとします。
- 依頼者によって協議会に損害が生じた場合、依頼者は、協議会に対しかかる損害を賠償するものとします。

## 10. 免責

- 協議会は、無償で依頼者のロケ等に協力するものであり、依頼者又は第三者がロケ等に関していかなる損害を被った場合であっても責任を負わないものとします。
- 依頼者は、ロケ等に関して生じる一切の費用を負担するものとします。協議会は、ロケ等に関する費用について責任を負わないものとします。
- 依頼者は、ロケ支援の結果、ロケ等に必要な許可、同意、協力その他十分なロケ支援の成果が得られない可能性があることを理解し、承諾しま

す。協議会は、ロケ支援の成果が依頼者にとって十分でないことについて責任を負わないものとします。

- 協議会は、ロケ等の企画内容によっては、ロケ支援の依頼を受けても、ロケ支援を実行できないことがあります。協議会は、依頼を受けたロケ支援を実行できないことについて責任を負わないものとします。
- 依頼者が、協議会のロケ支援に必要な協力若しくは作業を行わず、又は協議会の要請に応じない場合には、協議会は、協議会がロケ支援を実行しないことについて責任を負わないものとします。
- 協議会は、協議会が依頼者に紹介した関係者等と依頼者との間における契約その他の取引について責任を負わないものとします。

## 11. 広報

- 協議会は、依頼者に対し事前に相談を行ったうえで、依頼にかかる作品の情報を、製作風景の紹介、作品情報や公式サイトで紹介、独自ポスターの作成その他の方法で協議会の広報に用いることがあります。

## 12. 要請事項

- 協議会は、依頼者に対し、以下の要請をすることがあります。依頼者がかかる要請に応じない場合は、協議会は依頼されたロケ支援を実行しないことがあります。
  - a. 協議会によるロケ等現場の撮影を許可すること。
  - b. 協議会にロケ等の成果物を提出すること。
  - c. 作品に協議会のクレジットを入れること。
  - d. 地元メディアによるロケ等現場の取材を承諾すること。
  - e. 作品ポスター、サインその他グッズ等を協議会に提供すること。
  - f. ロケ風景のスチール写真・画像等を提出すること。
  - g. 協力施設等から希望があった場合、協力施設等のクレジットを掲載すること。

以上

撮影関係者リスト

No.	業種名/役職	氏名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		

No.	業種名/役職	氏名
31		
32		
33		
34		
35		
36		
37		
38		
39		
40		
41		
42		
43		
44		
45		
46		
47		
48		
49		
50		
51		
52		
53		
54		
55		
56		
57		
58		
59		
60		

※岡山県内関係者を除く

## 暴力団排除に関する誓約書

当社又は当団体は、別紙の確認事項を確認した上で、次のことを誓約いたします。  
また、必要な場合には、このことについて岡山県警察本部に照会することを承諾します。

### 記

- 1 当社又は当団体の役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。）は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。
  - （1）暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
  - （2）暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
  - （3）暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 1の各号に掲げる者が、当社又は当団体の経営に実質的に関与していません。

令和 年 月 日

岡山県フィルムコミッション協議会会長 殿

所在地

事業者名

代表者名

⑩

別紙 確認事項

岡山県暴力団排除条例（平成 22 年岡山県条例第 57 号）（抄）

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。
- (4)～(6) 略

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）（抄）

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (3)～(5) 略
- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- (7)・(8) 略

（暴力的要求行為の禁止）

第 9 条 指定暴力団等の暴力団員（以下「指定暴力団員」という。）は、その者の所属する指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等（当該指定暴力団等と上方連結（指定暴力団等が他の指定暴力団等の構成団体となり、又は指定暴力団等の代表者等が他の指定暴力団等の暴力団員となっている関係をいう。）をすることにより順次関連している各指定暴力団等をいう。第 12 条の 3 及び第 12 条の 5 において同じ。）の威力を示して次に掲げる行為をしてはならない。

- (1)～(14) 略
- (15) 行政庁に対し、自己若しくは次に掲げる者（以下この条において「自己の関係者」という。）がした許認可等（行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 2 条第 3 号に規定する許認可等をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る申請（同条第 3 号に規定する申請をいう。次号において同じ。）が法令（同条第 1 号に規定する法令をいう。以下この号及び次号において同じ。）に定められた許認可等の要件に該当しないにもかかわらず、当該許認可等を行うことを要求し、又は自己若しくは自己の関係者について法令に定められた不利益処分（行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。以下この号及び次号において同じ。）の要件に該当する事由があるにもかかわらず、当該不利益処分をしないことを要求すること。

イ 略

ロ 法人その他の団体であつて、自己がその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となっているもの

ハ 略

- (16)～(20) 略

令和 年 月 日

様

岡山県フィルムコミッション協議会  
会 長 石 井 雅 之

### 助 成 金 交 付 認 定 通 知 書

令和 年 月 日付申請のありました映画及びドラマ ロケ支援助成金について、次のとおり交付の対象事業者であることを認定しましたので通知します。

申請年月日	
認定年月日	
作 品 名	
事 業 者 名	

※ この通知書はあくまでも申請者が適正に事業を完了した場合に助成金が交付されるということをお知らせするものであり、事業完了後の実績報告において適正と判断した場合にのみ助成金を交付します。

※ 認定した申請内容に変更が生じ、第3条に掲げる項目を満たさない場合は、認定を取消します。

ロケ実績報告兼ロケに係る直接的経済効果調査書

撮影作品に関する事項			
作品名			
作品の種類	<input type="checkbox"/> 映画 <input type="checkbox"/> テレビドラマ <input type="checkbox"/> TVCM <input type="checkbox"/> プロモーションビデオ		
製作会社名			
配給元・放送局		上映予定館数・放送エリア	
公開・放映日程			
監督・演出			
主な出演者			

撮影に関する事項									
ロケハン期間／回数	年	月	日	～	年	月	日	/	回
撮影日程	年	月	日	～	年	月	日		
主なロケ地									
撮影人員数									

消費額の内訳							
宿泊費 (ロケハン含む)	宿泊施設名	宿泊人数	宿泊日数	宿泊単価	宿泊施設計	宿泊費 合計	0
					0		
					0		
					0		
					0		
食事関係	手配会社名					合計	
						合計	
岡山県までの移動費	手配会社名					合計	
						合計	
車輜・移動関係 (県内のみ)	手配会社名					合計	
						合計	
レンタル機材	レンタル会社名					合計	
						合計	
警備関係	警備会社名					合計	
						合計	
会場費等 (借上げ代)	会場名					合計	
						合計	
その他					合計		
					合計		
						合計	0

製作会社名	
ご担当者様 氏名	
ご担当者様 連絡先	

令和 年 月 日

様

岡山県フィルムコミッション協議会  
会 長 石 井 雅 之

### 助 成 金 交 付 決 定 通 知 書

令和 年 月 日付申請のありました映画及びドラマ ロケ支援助成金について、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。

交付決定額	円
特記事項	



## 助 成 金 請 求 書

令和 年 月 日付で、交付決定のあった映画及びドラマ ロケ支援助成金について、次のとおり請求します。

記

請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

令和 年 月 日

岡山県フィルムコミッション協議会会長 殿

所在地

事業者名

代表者名

印

上記請求額を次の振込先へお振込みください。

金融機関名	銀行	支店
預金種別・口座番号	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号：
フリガナ ※必ず記入ください		
口座名義		

※振込先口座は申請者と同一名義に限る。